

市民の皆さまへ、表原市長からのメッセージ

コロナを乗り越え 優しく強い阿南へ



皆さまいかがお過ごしでしょうか。私
がこの文章を寄稿する現時点（5月15
日）では、幸いにも阿南市内で新型コロナ
ウイルスの感染者は1人も出ておりま
せん。皆さまそれぞれの立場で感染防止
に取り組み続けていただいたおかげであ
ると感謝しております。政府による緊急
事態宣言もようやくおおむね解除されま
したが、第2波以降が押し寄せる可能性
もありますので、決して油断することな
く「段階的に」元の生活を取り戻してい
ていただきたいと考えております。

もし、市内で感染者が発生した場合、
本市としてはそれ以上感染拡大しないた
め最善を尽くすとともに、感染者とその
ご家族もサポートしたいと思っていま



す。戦うべきは「ウイルス」であり、決
して「人」ではありません。法の下に、
私たちに与えられた「自由」や「権利」
には「責任」が伴います。ですから、感
染への不安や恐怖を感じるときは、「誰
か」や「何か」のせいにならず「自らの意思」
で行動を抑制する「心」が試されている
と思うのです。

また、市民1人あたり10万円を支給す
る特別定額給付金については、1日も早
く皆さまの元にお届けしたいとの一心
で、職員一丸となって取り組んでおりま
す。どうかご理解とご協力を賜りますよ
う、謹んでお願い申し上げます。

そして、長引く活動自粛により疲弊し
た地域経済をまずは回復させ、子どもた
ちの健やかな成長や学習機会の確保を図
るため、これからさまざまな取組を行う
所存です。コロナ禍により私たちは大き
な痛みを負ったかもしれませんが、転ん
でもタダでは起きないという不屈の精神
で、「コロナ前より優しく強い阿南」を
めざし、今こそ力を合わせてまいりま
しょう。

日頃の健康維持に 在宅健康管理番組を放映しています

外出の自粛で、運動不足やストレスの増加が懸念されています。在宅で簡単に行える健康管理番組を制作しましたので、日頃の健康維持にご活用ください。ケーブルテレビ11ch（ケーブルテレビあなん、県南てれび）や市ホームページ、YouTubeで放映しています。

- ・「Kidsのみんな！チャレンジしよう！
自宅で簡単、ストレッチ&体幹トレーニング」
出演：徳島インディゴソックス選手
- ・「ステイホームを有意義に！
自宅でできる高齢者の介護予防体操」
出演：阿南天満クリニック医師 天満 仁さん
同理学療法士 林 哲也さん

阿南市 LINE 公式 アカウントにご登録ください



新型コロナウイルス関連情報や災害時の緊急情報、市政情報、イベント情報などを発信します。

アカウント LINE ID : @anancity
表示名：阿南市



登録（友だち追加）の方法

- ①IDから メニューの「友だち追加」画面を開き、「ID検索」で「@anancity」を検索し、阿南市を友だち登録してください。
- ②2次元コードから 「友だち追加」画面から、上の2次元コードを読み取り阿南市を友だち登録してください。

問い合わせ 秘書広報課 ☎ 22-1110

特別定額給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、阿南市に住民票のある方に一律 10 万円が支給されます。

給付対象者	令和2年4月27日（基準日）現在、阿南市の住民基本台帳に記録されている方
受給権者	受給対象者の属する世帯の世帯主（世帯主名義の口座に振り込むことになります。）
申請期限	令和2年8月25日（火）
申請方法	郵送による申請とオンライン申請のどちらかを選べますが、郵送申請による手続きが簡単です。

郵送による申請

5月23日から受給権者宛てに郵送している「特別定額給付金申請書」に必要事項を記入の上、返信用封筒で次の添付書類と一緒に提出してください。

- ・申請書の裏面に申請者本人の証明（運転免許書、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等のいずれか）のコピー
- ・通帳を開いたページで口座名義人名等が確認できるところのコピー

給付開始 6月1日から順次振込

オンライン申請

5月1日から申請を受け付けています。マイナンバーカードを持っている世帯主が利用可能で、マイナポータルサイト (<https://kyufukin.soumu.go.jp/>) から申請者の情報や振込先口座の確認資料をアップロードして、申請してください。

※もうすでに、オンライン申請を済ませた方、これからされる方は、郵送による申請の必要はありません。

給付開始 5月15日から順次振込

問い合わせ 定額給付金対策室 ☎ 22 - 8286

「特別定額給付金」を名目とした詐欺にご注意ください。不審な電話などがあった場合は、阿南警察署（☎ 22 - 1110）まで、ご相談ください。

事業活動の維持・継続を支援 中小企業者支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上高が減少するなど、事業活動に支障が生じている市内の中小企業や個人事業者に対して、事業活動の維持または継続を支援するため支援金を給付します。

対象者 セーフティネット保証4号の認定を受けた事業者などで、事業継続の意思がある方です。（他にも条件があります。）

支給額 1事業者あたり、20万円

申請方法 様式および必要書類は、市ホームページでダウンロードできます。感染拡大防止のため、原則として窓口での配布は行いません。

問い合わせ 商工観光労政課 ☎22-3290

子育て世帯を支援 臨時特別給付金を支給

令和2年4月分（3月分を含む）※の児童手当の受給者の方に対象児童1人につき10,000円を支給します。申請は不要で、児童手当を受給している口座に6月中に振込予定です。

※所得制限超過で特例給付となっている者は除く。

ひとり親家庭等緊急応援給付金を支給

ひとり親家庭等を緊急的に応援するため、令和2年4月分または5月分の児童扶養手当受給者の方に1世帯につき30,000円を支給します。申請は不要で、児童扶養手当を受給している口座に6月15日（月）に振込予定です。

問い合わせ こども相談室 ☎22-1677